

# 豊橋市森林整備計画

計画期間

自 2023年4月 1日  
至 2033年3月31日

愛知県  
豊橋市

## 目 次

ページ

|    |   |    |
|----|---|----|
| I  | 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項                        |    |
| 1  | 森林整備の現状と課題  | 1  |
| 2  | 森林整備の基本方針   | 2  |
| 3  | 森林施業の合理化に関する基本方針                                  | 6  |
| II | 森林の整備に関する事項                                       |    |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）                     |    |
| 1  | 樹種別の立木の標準伐期齢                                      | 7  |
| 2  | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                                  | 7  |
| 3  | その他必要な事項  | 8  |
| 第2 | 造林に関する事項  |    |
| 1  | 人工造林に関する事項  | 9  |
| 2  | 天然更新に関する事項  | 11 |
| 3  | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項                        | 13 |
| 4  | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準           | 13 |
| 5  | その他必要な事項  | 14 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準         |    |
| 1  | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                         | 14 |
| 2  | 保育の種類別の標準的な方法                                     | 14 |
| 3  | その他必要な事項  | 15 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項                              |    |
| 1  | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法                     | 15 |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 16 |
| 3  | その他必要な事項  | 21 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項                     |    |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針                    | 21 |
| 2  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策                | 21 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | 21 |
|----------------------------|----|

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 森林施業の共同化の促進に関する方針         | 22 |
| 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 22 |
| 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項    | 22 |
| 4 その他必要な事項                  | 22 |

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

|   |    |
|---|----|
| 1 林道等の開設及び改良に関する事項                      | 22 |
| 2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | 23 |
| 3 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項         | 23 |
| 4 作業路網の整備に関する事項                         | 24 |
| 5 その他必要な事項                              | 25 |

#### 第8 その他必要な事項

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項          | 25 |
| 2 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する事項 | 25 |
| 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項    | 25 |

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 26 |
| 2 その他必要な事項                      | 27 |

#### 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法             | 27 |
| 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）       | 27 |
| 3 林野火災の予防の方法                   | 28 |
| 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 28 |
| 5 その他必要な事項                     | 28 |

|  |    |
|--|----|
| IV 森林の保健機能の増進に関する事項                            |    |
| 1 保健機能森林の区域                                    | 28 |
| 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採<br>その他の施業の方法に関する事項 | 28 |
| 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する<br>事項            | 28 |
| 4 その他必要な事項                                     | 28 |
| V その他森林の整備のために必要な事項                            |    |
| 1 森林経営計画の作成に関する事項                              | 29 |
| 2 生活環境の整備に関する事項                                | 29 |
| 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項                           | 29 |
| 4 森林の総合利用の推進に関する事項                             | 30 |
| 5 住民参加による森林の整備に関する事項                           | 30 |
| 6 木材利用に関する事項                                   | 30 |
| 7 その他必要な事項                                     | 31 |

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は4,283haであり、総面積26,191haの16.4%を占めている。このうち森林面積の大部分を占める民有林は3,071ha、国有林は1,212haとなっている。民有林のうちヒノキ・スギを主体とした人工林は2,227ha、人工林率は72.5%である。

近年、生活様式や社会情勢の変化などにより、森林の有する多面的機能が注目されるようになってきた。森林には木材等生産機能のみならず、国土保全、水源涵（かん）養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化防止等の公益的な効果が期待されている。

このような森林の多面的機能を十分に発揮するためには、森林の適切な管理が非常に重要となる。特に、スギ・ヒノキ等の人工林については、下刈りや間伐などの適切な施業を定期的に行うことが必須である。さらに森林の持つ公益的な効果を高度に発揮させるためには、複層林施業及び長伐期施業を適切に推進することも有効である。

現在、本市の森林所有形態は一般的に財産保持としての性格が強く、積極的に施業を行い、活用しようとする森林所有者はごく少数である。

また、森林所有者の多くは小規模面積所有であるため、適切な森林管理を行うには施業の集約化や低コスト施業などが必要不可欠である。しかしながら、木材価格の低迷等により本市では森林組合も解散し、森林所有者の高齢化や不在地主の増加に加え、多くの所有者は森林への関心が低く、最低限の手入れさえ行われていないのが現状である。

そのため、森林の多面的機能が十分に発揮されない管理不足の森林が増加傾向にある。

このような状況に対し本市では、所有者自らが行う小規模な除間伐推進のため毎年予算の範囲内で一定要件を満たした人工林において、除間伐経費の一部を補助する事業を実施している。しかしながら現状では、上記の事情等により除間伐実施者が少ないので課題となっており、今後は本市が主催する「森林間伐作業講座」等による担い手の育成が必要となってくる。

こういった森林所有者の自助努力は当然である一方、「あいち森と緑づくり事業」による人工林整備や国の森林経営管理制度による森林整備など、行政主導の広範囲における適正な管理の推進が求められており、本市としても時代のニーズに合わせた施策が必要となっている。

そのためにも、本市は森林所有者が管理に対してどのような意向を持っているかの調査分析や市内森林の現状について詳細なデータの収集等を行ったり、市内森林に対しどのような施策を展開しているかを公表することで市民にフィードバックしていかなければならない。

前述のように森林に対する意識が多面的機能重視となってきてはいるが、一方で持続可能な資源（＝木材等）の供給源としての側面も決して忘れてはいけない。地域材を日曜大工等に使う木材などのマテリアルな側面のみならず、チ

ップ又はペレット化等、再生可能なエネルギー原料としての利用促進による「地産地消」の考え方が必要である。

また昨今の新型コロナウイルス感染拡大による物流体制の混乱が招いた「ウッドショック」を教訓とし、現在の輸入材依存体質を少しでも改善させる意味でも、一定の森林資源を確保出来る環境整備が必要である。

そのためには、本市が位置する豊川流域市町村と連携し、三河産材を公共の場で積極的に活用することで、市民へ直に森林資源及びその生産を担う林業に対する必要性の普及啓発を図ることが重要である。

また、景観・風致及び生態系等を支える森林や、市民の生活環境を守る森林については、望ましい森林の姿にしていくことが必須であり、場合によっては保安林指定や治山事業実施により森林の適正な保全を確保する必要がある。

近年では都市住民を中心に自然環境や自然保護に対する関心が高く、森林を登山や森林浴などのレクリエーションの場として親しむ人が増加傾向にある。本市ではそのような状況を受け、市有林等をレクリエーションの場として活用出来るよう維持管理を行っている。こうした維持管理を継続するためにも、吉祥山（石巻西川町）や岩屋緑地（大岩町）に見られる市民ボランティア団体等の活動支援をしていく必要がある。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能を、水源涵（かん）養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

#### ア 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝・天然記念物等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

以下に森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を示す。

| 森林の有する機能   | 森林整備及び保全の基本方針  |
|------------|--|
| 水源涵（かん）養機能 | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 山地災害防止機能<br>／土壌保全機能 | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止・土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p> |
| 快適環境形成機能            | <p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>  |
| 保健・<br>レクリエーション機能   | <p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
| 文化機能      | <p>史跡、名勝・天然記念物等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>   |
| 生物多様性保全機能 | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p> |
| 木材等生産機能   | <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>  |

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能を十分に発揮できるよう効果的な施業の推進を目指す。

人工林における多面的機能の発揮には、下刈りや枝打ち、間伐等の施業が必須であるが、林業全体の不況、また本市のように林業を生業として行っている

山林所有者がほとんどいないような状況では個人負担のみで十分な森林整備を行うことは難しい。

また、過去には薪炭林や林産物生産の場として利用されていた里山林についても、現在は利用されることが少なく荒廃した状態の山林も多く存在する。

さらに全国的な問題ともなっている竹の侵入についても本市も例外ではない。

そこで、森林所有者や地域住民等幅広い人々の連携による小規模な森林整備を行うとともに、「あいち森と緑づくり事業」又は「森林環境譲与税に関する事業」等の有効活用による広範囲な整備を進め、強度間伐や複層林施業、針広混交林への転換等を行うことにより森林を健全な状態に戻し、水源涵（かん）養機能や生物多様性保全機能など多面的機能を十分に発揮できる状態に整備していくかなければならない。

また、森林施業や適正管理に欠くことのできない林道や森林作業道等の路網整備を推進し、既存の路網については適切な維持管理に努める。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

東三河流域の市町村及び林材業関係団体を会員として構成する、「東三河流域森林・林業活性化協議会」の方針に基づき、中部森林管理局愛知森林管理事務所、愛知県、東三河流域内の市町村及び森林組合、森林所有者、NPO 法人等相互で連絡を密にし、流域一体となった林業労働力の育成・確保、木材の流通・加工体制の整備など、長期的視野の施策を総合的かつ計画的に推進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

| 地域   | 樹種  |     |     |        |     |
|------|-----|-----|-----|--------|-----|
|      | スギ  | ヒノキ | マツ類 | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 市内全域 | 40年 | 45年 | 40年 | 40年    | 20年 |

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

##### （1）伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によるものとする。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえた伐採・集材方法に留意することとする。

伐採の対象とする立木については、前表の標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

## (2) 伐採の方法

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することのないよう留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

## (3) 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次のとおりとする。その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

| 樹種  | 標準的な施業体系  |          | 主伐時期の目安(年) |
|-----|-----------|----------|------------|
|     | 生産目標      | 期待径級(cm) |            |
| スギ  | 心持ち柱材     | 18       | 40         |
|     | 一般建築材     | 28       | 55         |
|     | 造作・梁・桁・板材 | 36       | 70         |
| ヒノキ | 心持ち柱材     | 18       | 45         |
|     | 一般建築材     | 28       | 65         |
|     | 造作材       | 36       | 80         |
| マツ類 | 一般材       | 18       | 40         |
|     | 長尺材       | 28       | 70         |
| 広葉樹 | きのこ原木     | 10       | 20         |

## 3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の巣巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行う。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、次表のとおりとし、気候、地形、土壌等の自然条件等に適した樹種を選定することとする。また、土壌条件等によっては、肥料木等の導入も配慮する。

品種は、系統の明らかなもののうちから、既往実績等を勘案して選定する。

また、地域の要望を考慮し、成長の早いエリートツリーや少花粉スギ等の花粉症対策苗木に選定に努めるとともに、それらの苗木の増加に努める。

人工造林の対象樹種

|     |               |
|-----|---------------|
| 針葉樹 | スギ、ヒノキ、マツ類    |
| 広葉樹 | コナラ、ケヤキ等有用広葉樹 |

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員等とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 標準的な植栽本数

育成单層林とする場合、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

| 樹種  | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本<br>(本/ha) |
|-----|--------|-------------------|
| スギ  | 密仕立て   | 5,000             |
|     | 中仕立て   | 3,500             |
|     | 疎仕立て   | 2,500             |
| ヒノキ | 密仕立て   | 5,000             |
|     | 中仕立て   | 3,500             |
|     | 疎仕立て   | 2,500             |
| マツ類 | 密仕立て   | 4,500             |
|     | 中仕立て   | 3,000             |
| 広葉樹 | 密仕立て   | 4,500             |
|     | 中仕立て   | 3,000             |

なお、育成複層林とする場合は、概ね複層林導入時の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数とする。

また、上記の標準的な植栽本数によらない場合は、県の林業普及指導員等とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

#### イ その他人工造林の方法

| 区分           | 標準的な方法  |
|--------------|---|
| 地拵（じごしら）えの方法 | 地拵えは、植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。<br>なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。      |
| 植栽の方法・時期     | 植栽は、自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、上記以外の時期にも植栽出来ることとする。<br>また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。 |

低コスト造林として、1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策

を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

上記の他、ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、後述の3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、皆伐により伐採した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、択伐（択伐率が4／10を超えないものに限る。）により伐採した場合においては5年以内に行うものとする。

また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林においても同様とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとして、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

|                |   |
|----------------|---|
| 広葉樹            | シイ・カシ類、ナラ類、ホオノキ、ニレ類、クスノキ類、サクラ類、カエデ類、シデ等 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 同上（ただし概ね40年生以下）                         |

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとする。

| 樹種  | 期待成立本数     |
|-----|------------|
| 広葉樹 | 10,000本/ha |

※樹高は30cm以上とする。

|          |   |
|----------|---|
| 天然更新完了基準 | (1)後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。<br>(2)更新が完了した状態は、前表で示す期待成立本数に3／10を乗じた本数が確保されているものとする。<br>(3)上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。 |
|----------|---|

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分   | 標準的な方法   |
|------|--|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 |
| 刈り出し | ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う。                |
| 植込み  | 天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。                            |
| 芽かき等 | ぼう芽更新による場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき等を行う。       |

#### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

- a 伐採後概ね5年を経過した時点で更新調査を実施し、アに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。
- b 更新調査の方法は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定する。1調査区の大きさは、2m×10mの帯状とし、その中に2m×2mの5プロットを設定する。ただし、対象地の更新樹種の発生状況がほぼ均一と判断される場合には調査区を適宜減ずることができる。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(2)に定める天然更新完了基準を満たしていることとする。なお、その時点で期待成立本数の3／10を下回るものについて、その後2年以内に3／10以上となるよう植栽するものとする。

ただし、電力会社（電気事業法第3条に基づき許可を受けた一般送配電事業者、同法第27条の4に基づき許可を受けた送電事業者、及び同法第27条の27により届け出た発電事業者）による線下伐採及び生物多様性の維持増進区域にかかる更新についてはこの限りではない。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

## 5 その他必要な事項

特になし。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採後おおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

| 樹種  | 間伐率<br>(材積) | 実施時期        | 繰り返し<br>期間 | 伐採までの<br>実施回数 | 最終間伐<br>の期間    |
|-----|-------------|-------------|------------|---------------|----------------|
| スギ  | 12~35%      | 標準伐期<br>齢未満 | 5~15年      | 2~4回          | 主伐予定<br>の10年以前 |
|     |             | 標準伐期<br>齢以上 | 10~20年     | 適宜            |                |
| ヒノキ | 10~35%      | 標準伐期<br>齢未満 | 5~15年      | 2~5回          |                |
|     |             | 標準伐期<br>齢以上 | 10~20年     | 適宜            |                |

注) 間伐の開始時期は概ね4齢級とする。

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

| 区分  | 主な樹種   | 実施時期          | 実施回数  | 摘要                           |
|-----|--------|---------------|-------|------------------------------|
| 下刈  | スギ・ヒノキ | 6~7月<br>(~9月) | 5~7回* | 雑草木の繁茂が著しい場合は、2回刈を行う。        |
|     | マツ類    |               | 4~5回  |                              |
| つる切 | スギ・ヒノキ | 6~7月          | 2~4回  | つる類が繁茂する場合、下刈終了後、除伐までの期間に行う。 |
|     | マツ類    |               | 1~2回  |                              |

|     |               |       |      |                                |
|-----|---------------|-------|------|--------------------------------|
| 除 伐 | スギ・ヒノキ<br>マツ類 | 6～8月  | 1～2回 | 下刈終了後、間伐までの期間に行う。繰り返しは3～5年とする。 |
| 枝 打 | スギ・ヒノキ        | 11～3月 | 2～4回 | 繰り返しは、3～5年とする。                 |

※地形、傾斜、自然条件等により下刈り回数を5回未満にすることも可能。

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能（生物多様性保全機能の一部を含む）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

別表1のとおりとする。

#### イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能（生物多様性保全機能の一部を含む）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については、択伐以外の方法により複層林施業を行うものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても公益的機能が発揮出来る場合には、長伐期施業（標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。主伐の時期は下表のとおり）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図るべき森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 樹種  |     |     |            |     |
|-----|-----|-----|------------|-----|
| スギ  | ヒノキ | マツ類 | その他<br>針葉樹 | 広葉樹 |
| 80年 | 90年 | 80年 | 80年        | 40年 |

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

該当なし。

別表1

| 区分   | 森林の区域 |            | 面積 (ha) |
|--|-------|------------|---------|
|  | 林班    | 小班         |         |
| 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能（生物多様性保全機能の一部を含む）の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 | 1     | い          | 188.98  |
|  | 8     | い, ろ, に, ほ | 112.03  |
|  | 11    | 全域         | 93.09   |
|  | 13    | い          | 70.12   |
|  | 14    | い          | 152.36  |
|  | 16    | い          | 113.96  |
|  | 22    | ろ, は       | 26.77   |
|  | 26    | い          | 17.84   |
|  | 27    | 全域         | 46.96   |

|                               |    |       |          |
|-------------------------------|----|-------|----------|
|                               | 29 | は     | 24.83    |
|                               | 31 | 全域    | 50.97    |
|                               | 33 | 全域    | 55.43    |
|                               | 35 | 全域    | 21.89    |
|                               | 36 | 全域    | 17.01    |
|                               | 37 | 全域    | 42.13    |
|                               | 38 | 全域    | 66.40    |
|                               | 39 | 全域    | 57.32    |
|                               | 40 | 全域    | 62.48    |
|                               | 41 | 全域    | 31.86    |
|                               | 42 | ろ,は,ほ | 24.64    |
|                               | 43 | は     | 6.64     |
|                               | 44 | い,と   | 30.39    |
|                               | 45 | は     | 32.53    |
|                               |    | 計     | 1,346.63 |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 1  | い     | 188.98   |
|                               | 6  | 全域    | 116.24   |
|                               | 7  | 全域    | 8.59     |
|                               | 8  | い     | 35.43    |
|                               | 9  | 全域    | 63.09    |
|                               | 10 | 全域    | 82.68    |
|                               | 11 | 全域    | 93.09    |
|                               | 12 | 全域    | 91.13    |
|                               | 13 | い     | 70.12    |

|                                  |    |                        |            |
|----------------------------------|----|------------------------|------------|
|                                  | 14 | い                      | 152.36     |
|                                  | 15 | い                      | 45.26      |
|                                  | 16 | 全域                     | 133.34     |
|                                  | 17 | 全域                     | 74.67      |
|                                  | 20 | 全域                     | 67.54      |
|                                  | 21 | い,ろ                    | 123.99     |
|                                  | 22 | 全域                     | 137.20     |
|                                  | 24 | い                      | 46.64      |
|                                  | 25 | い,ろ,は                  | 91.99      |
|                                  | 26 | ろ,は<br>(葦毛湿原区域を<br>除く) | 55.85      |
|                                  | 27 | い                      | 8.96       |
|                                  | 28 | い                      | 21.85      |
|                                  | 29 | い                      | 44.92      |
|                                  | 38 | い,ろ,は                  | 61.43      |
|                                  | 39 | い,ろ,は,に                | 52.32      |
|                                  | 40 | 全域                     | 62.48      |
|                                  | 41 | い,ろ                    | 29.35      |
|                                  | 42 | い,ろ,は                  | 36.17      |
|                                  |    |                        | 計 1,995.67 |
| 生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 26 | は (葦毛湿原区域のみ)           | 5.00       |
|                                  |    |                        | 計 5.00     |

別表2

| 区分   | 施業の方法                      | 森林の区域 |            | 面積 (ha)  |
|--|----------------------------|-------|------------|----------|
|  |                            | 林班    | 小班         |          |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能（生物多様性保全機能の一部を含む）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林<br>(標準伐期齢×2) | 8     | ろ, に, ほ    | 76.60    |
|  |                            | 26    | い          | 17.84    |
|  |                            | 27    | ろ, は, に, ほ | 38.00    |
|  |                            | 29    | は          | 24.83    |
|  |                            | 31    | 全域         | 50.97    |
|  |                            | 33    | 全域         | 55.43    |
|  |                            | 35    | 全域         | 21.89    |
|  |                            | 36    | 全域         | 17.01    |
|  |                            | 37    | 全域         | 42.13    |
|  |                            | 38    | に          | 4.97     |
|  |                            | 39    | ほ, へ, と    | 5.00     |
|  |                            | 41    | に          | 2.51     |
|  |                            | 42    | ほ          | 1.23     |
|  |                            | 43    | は          | 6.64     |
|  |                            | 44    | い, と       | 30.39    |
|  |                            | 45    | は          | 32.53    |
|  |                            |       |            | 計 427.97 |
|  | 複層林施業を推                    | 1     | い          | 188.98   |

|                            |    |                     |        |
|----------------------------|----|---------------------|--------|
| 進すべき森林<br>(択伐によるもの<br>を除く) | 6  | 全域                  | 116.24 |
|                            | 7  | 全域                  | 8.59   |
|                            | 8  | い                   | 35.43  |
|                            | 9  | 全域                  | 63.09  |
|                            | 10 | 全域                  | 82.68  |
|                            | 11 | 全域                  | 93.09  |
|                            | 12 | 全域                  | 91.13  |
|                            | 13 | い                   | 70.12  |
|                            | 14 | い                   | 152.36 |
|                            | 15 | い                   | 45.26  |
|                            | 16 | 全域                  | 133.34 |
|                            | 17 | 全域                  | 74.67  |
|                            | 20 | 全域                  | 67.54  |
|                            | 21 | い,ろ                 | 123.99 |
|                            | 22 | 全域                  | 137.20 |
|                            | 24 | い                   | 46.64  |
|                            | 25 | い,ろ,は               | 91.99  |
|                            | 26 | ろ,は (葦毛湿原<br>区域を除く) | 55.85  |
|                            | 27 | い                   | 8.96   |
|                            | 28 | い                   | 21.85  |
|                            | 29 | い                   | 44.92  |
|                            | 38 | い,ろ,は               | 61.43  |
|                            | 39 | い,ろ,は,に             | 52.32  |

|                     |    |           |            |
|---------------------|----|-----------|------------|
|                     | 40 | 全域        | 62.48      |
|                     | 41 | い,ろ       | 29.35      |
|                     | 42 | い,ろ,は     | 36.17      |
|                     |    |           | 計 1,995.67 |
| 湿地の保全に必要な整備を推進すべき森林 | 26 | は（葦毛湿原区域） | 5.00       |
|                     |    |           | 計 5.00     |

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

平成31年4月より施行された森林経営管理法に基づく下記の手順による新たな森林管理システムの構築・推進を行う。

- (1) 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための責務を明確化
- (2) 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、本市が森林の経営管理を受託
- (3) 林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託
- (4) 再委託出来ない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、本市が管理を継続

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

具体的な方策として、本市が管理する林地台帳に記載された森林所有者へのアンケート（令和元年度実施）集計結果を基に校区ごとのモデル地区を選定し、所有する森林管理に関する意向調査を経て、所有者と本市による森林の仮境界確認を現地で行った上で要間伐木の選定等、施業に必要な森林の集約化を図る。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営管理制度に沿った各種調査を進める上で森林所有者に対する同制度の概要や目的等の理解醸成が必要不可欠で、そのために

は森林所有者とのコミュニティが形成されている自治会との連携が有効であると考え、必要に応じ地元説明会を参考する必要がある。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林経営管理制度に基づく森林整備を計画的かつ重点的に行うために、地域単位での推進体制の整備に努める。間伐をはじめとする森林施業に関し、地域ぐるみで森林所有者との話し合いを行うなどして、森林施業の共同化を促進する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備など共同化を重点的に実施するため、森林所有者には地域としての課題解決として捉えていただいた上で、本市が提案する森林経営管理方針に同意の下、施業実施協定を締結する。

### 3 共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項

施業にあたっては各森林所有者と本市による協定締結が必要となる一方で、実際の森林整備は複数所有者の面的に集約化された森林で行われるため、施業後の森林活用に関する意向は所有者間で異なることが想定されるため、施業前に引き続き自治会と連携を密にして相談体制を整える。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 林道等の開設及び改良に関する事項

林道等の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて間伐作業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材、搬出を行うために継続的に用いられる「森林作業道」

を効果的に配置して路網を形成し、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

## 2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林整備を推進するため、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設するものとする。

また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等に対応できるよう推進するものとする。

なお、林地の傾斜部分や搬出方法に応じた路線密度の水準を次表のとおり定める。

| 区分            | 作業システム    | 路網密度         |
|---------------|-----------|--------------|
| 緩傾斜地（0°～15°）  | 車両系作業システム | 110m/ha以上    |
| 中傾斜地（15°～30°） | 車両系作業システム | 85m/ha以上     |
|               | 架線系作業システム | 25m/ha以上     |
| 急傾斜地（30°～35°） | 車両系作業システム | 60（50）m/ha以上 |
|               | 架線系作業システム | 20（15）m/ha以上 |
| 急峻地（35°～）     | 架線系作業システム | 5m/ha以上      |

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の（）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

### 3 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし。

### 4 作業路網の整備に関する事項

#### （1）基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の開設に係る留意点

適切な規格・構造の路網整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日付け23森保第294号愛知県農林水産部長通知）等に基づき開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

開設に当たっては、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

| 開設<br>拡張   | 路線名 | 箇所数<br>延長<br>(km) | 利用区域<br>面積(ha) | うち<br>前半5カ<br>年 | 備考       |
|------------|-----|-------------------|----------------|-----------------|----------|
| 拡張<br>(改良) | 水船  | 1                 | 55             |                 | 排水<br>改良 |

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### （2）細部路網に関する事項

## ア 細部路網の開設に係る留意点

森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知)を基本として県で定める森林作業道作設指針に基づき開設する。

## イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

## 5 その他必要な事項

特になし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減などにより、雇用の長期化・安定化を進める。また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努める。

### 2 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、生産コストの削減、林業労働環境の改善を図るために、公益財団法人愛知県林業振興基金と連携して、高性能林業機械の導入など機械化を進める。

機械の利用にあたり、環境負荷低減に配慮しつつ、傾斜や搬出距離等の現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の育成を行い、高性能林業機械による生産効率の向上に努める。

また、本格的な利用期を迎えた森林資源を持続的に活用していくための循環型林業に対応するため、主伐と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を推進する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市として施設整備計画はないが、東三河流域の木材の流通加工の拠点として整備された三河材流通加工事業協同組合(HOLZ三河)の活用を促進する。

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

区域の設定については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、特に、以下の点に留意して別表3のとおり定める。

対象とする鳥獣はニホンジカ（以下、「シカ」という。）とし、区域の設定は林班を単位とする。シカによる森林被害の状況を全国共通のデータとして把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基に定めるものとする。

また、必要に応じて鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき本市が策定する「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」その他のシカによる森林被害又は生息に関する情報等により補完し、シカによる食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、シカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林について考慮することとする。

なお、対象とする森林は人工林を基本とする。ただし、天然更新を目的とする場合において、被害対策を実施しなければ適確な更新に支障が生じるおそれがある場合には、天然林も含めて区域を定めることができるものとする。

別表3

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域  | 面積(ha)   |
|---------|--------|----------|
| ニホンジカ   | 1～30林班 | 2,344.33 |

###### (2) 鳥獣害の防止方法

伐採後の適確な更新及び植栽木の確実な育成を図るために、地域の実情に応じて、森林所有者等の巡視等による現地の被害状況の確認のほか、防護柵やチューブ、筒状ネット、忌避剤等、植栽木の保護措置を実施するものとし、防護柵等については、新設・既設を問わず維持管理・改良等を適切に行いながら被害防止効果の発揮に努めることとする。

ただし、わな捕獲や銃器による捕獲等、効果的な個体群管理の対策が実施できる場合においては、植栽木の保護措置に代えることができるものとする。

シカによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、関係行政機関及び森林所有者等と連携した対策を推進することとする。

## 2 その他必要な事項

シカの被害対策等の実施状況を確認するため、各種会議やシカ情報マップ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin-ringyo-c/deer-existence-app.html>) 等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や関係行政機関及び森林所有者等から報告を求めること等により、実施状況の把握に努めることとする。

## 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病害虫等防除法に基づき、特別防除、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除（破碎又は焼却）等の対策により拡大防止及び防除に努める。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても、被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により被害の拡大防止及び防除に努める。

#### (2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、国、県、近隣市町村森林組合、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、県や森林所有者等と協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

### 3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施
- (3) 防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備
- (4) 路網の整備
- (5) 予防機材等の整備

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、豊橋市火入れに関する条例(昭和59年9月19日条例第37号)及び豊橋市火入れに関する条例施行規則(昭和59年9月19日規則第51号)に則して実施する。

### 5 その他必要な事項

特になし。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II の第 2 の 3 の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」における  
主伐後の植栽

イ II の第 4 の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

ウ II の第 5 の 3 の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」  
及び II の第 6 の 3 の「共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項」

#### エ III の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施配分計画が広告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

#### (2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次のように定める。

| 区域名 | 林 班         | 区域面積 (ha) |
|-----|-------------|-----------|
| 豊橋北 | 1～20、23     | 1,651.15  |
| 豊橋南 | 21、22、24～45 | 1,404.25  |
| 合 計 |             | 3,055.4   |

### 2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

様々な面で森林に対する関心が高い今日、地域住民が望む森林の形も多様化している。

特に環境教育に関しては、「総合的な学習の時間」の導入や「自然体験活動」などの体験活動が重要視され、森林に関する教育は関心も高く、ますます増加傾向にある。また、近年「人と自然との共生」が全国的に取り立たされ、日常では森林との関係が希薄化しがちな都市の住民、とりわけ将来を担う子供たちに対しての森林体験は非常に重要である。森林を活用した多種多様な体験活動や環境教育の機会を、子供たちをはじめ広く住民に提供することが求められ、環境教育や体験学習などが実施可能な森林の整備や、指導者の確保がさらに必要である。

また、高齢者をはじめ市民の健康づくりや生涯学習に資する森林の整備と利用も課題である。幼児から高齢者まで多様な利用者に対応する施設や歩道等が整備された森林をさらに確保していかなければならない。現在では、吉祥山市民ふれあいの森（石巻西川町）や岩屋緑地（大岩町）などが整備されている。

##### (2) 上下流連携による取組に関する事項

上流域の森林は、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る必要のある森林として位置付けられ、下流域の水資源として活用されていることから、下流域である本市も水資源確保のため森林整備の必要性に対する理解と協力を得よう努める。

##### (3) その他

特になし。

#### 6 木材利用に関する事項

本市では、愛知県が定めた「愛知県木材利用促進条例」（令和4年4月1日施行）及び「木材利用の促進に関する基本計画」（令和4年4月1日策定）に即

して、「豊橋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定め、  
公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を推進する。

## 7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

また、環境保全等については、今後とも地域と一体となり推進していく。